

## 皇宮警察本部の巡査長に関する訓令

(昭42. 6.21警察庁訓令第8号)

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な皇宮巡査の能力および経験を活用して、皇宮警察本部における指導体制の強化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長の設置)

第2条 皇宮警察本部の課および護衛署(以下「所屬」という。)に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置く。

- (1) 皇宮巡査が複数で勤務する外勤勤務の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人
- (2) 皇宮巡査が単独で勤務する外勤勤務の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

2 巡査長の数は、各所屬を通じて225人以内とする。ただし、皇宮巡査部長昇任試験に合格している者をもつてあるべき巡査長の数は、この数に含まれないものとする。

(巡査長の行なう職務)

第3条 巡査長は、皇宮巡査として勤務するほかは、次の各号に掲げる職務を行なうものとする。

(1) 勤務をともにする皇宮巡査(巡査長たる皇宮巡査を除く。以下同じ。)に対し、自己の勤務を通じて実務の指導にあたること。

(2) 勤務をともにする皇宮巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長にあてる皇宮巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な皇宮巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから、皇宮警察本部長が選考してあてるものとする。

- (1) 勤務年数が7年に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 皇宮巡査部長昇任試験に合格している者

(巡査長にあてる皇宮巡査に対する教養)

第5条 皇宮警察本部長は、巡査長にあてる皇宮巡査に対し、巡査長の職務その他巡査長として必要な教養を行なうものとする。ただし、巡査部長昇任試験に合格している者に対しては、これを省略することができる。

(巡査長を示す章)

第6条 巡査長は、別に定めるところにより、巡査長を示す章をつけるものとする。

(皇宮警察本部長への委任)

第7条 この訓令の実施に関し必要な事項は、皇宮警察本部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和42年7月1日から施行する。